

平成27年度第2回横浜市児童福祉審議会放課後部会 会議録	
日 時	平成27年10月30日（金）14時00分～14時30分
開催場所	横浜情報文化センター 7階 大会議室
出席者	橋本ミチ子副部長、相原和行委員、大野功委員、梁田理恵子委員、永井萬里子委員、森佳代子委員
欠席者	明石要一委員、住田昌治委員、工藤春治委員、山手英樹委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>&lt;議事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p>
決定事項等	・地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について、事務局案を了承した。
<p>&lt;議事&gt;</p> <p><b>1 地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について</b></p> <p>（事務局）資料5・6に基づき説明</p> <p>（大野委員）実際にスタートするのは、平成28年4月ということですか。</p> <p>（事務局）合格発表は1月で、登録の手続きをすればその時点からです。条例自体は改正しますので、施行日は確認してまたご連絡申し上げます。→※後日確認：施行日は公布の日とする（資料 1参照）</p> <p>（橋本副部長）全国一斉の試験で不合格でも、横浜で保育士として働こうと思う人は、もう一回受験の機会があるので、受かる可能性は大きいと私は解釈しました。自治体が受験の機会をつくるので、その自治体で必要な人員を賄いましょうということだと思っております。</p> <p>（森委員）資格の内容は同じということですね。</p> <p>（事務局）そうです。働く場所が3年間は限定されますが、その後は全国で働くことができます。また、試験問題は保育士試験と同じ機関が作成することになっております。</p> <p>（相原委員）一般の保育士試験はいつごろ実施されるのですか。</p> <p>（事務局）8月に筆記試験があり、10月に実技試験があって、11月に合格発表があります。</p> <p>（橋本副部長）以前は、都道府県によって試験日が異なっていたため、不合格だった人は1年間のうちに何度も受けることができましたが、全国一斉試験になってからは、受験の機会が1年に1回になりました。</p> <p>（梁田委員）今回の条例改正によって、保育士が増えるであろうということですか。</p> <p>（事務局）そうです。例えば、今年の保育士試験で不合格の方が、その数カ月後に実施される地域限定保育士試験に合格して、地域限定保育士になれる場合があるということです。</p> <p>（相原委員）合格率は低いと書いてありますが、合格率はどのくらいなのでしょう。</p> <p>（事務局）合格した科目については3年間の免除があり、各年度の合格率は10～20%くらいだったと思います。→※後日確認：平成26年度保育士合格率 全国19.3%、神奈川県18.7%（資料 2参照）</p> <p>（橋本副部長）では、保育専門学校で学ばなければいけないだけの中身の濃さはあるのですか。</p> <p>（事務局）そうですね。養成校に通い、卒業することによって取得できる資格ですので、試験に受かったとい</p>	

うことは、それだけのものを習得したということだと考えられます。

(梁田委員) これは神奈川県とありますが、横浜市ではないわけですね。神奈川県で採用ということは横浜で採用ということになるのですか。

(事務局) この試験に受ければ神奈川県の中のどの市でも働けるということになります。

(橋本副部長) 資格試験の合格認定を出す人が知事名なのです。たしか試験会場は4ブロックか何かに分かれてやるのですよね。

(事務局) 試験会場自体は9カ所ぐらいになっていますが、横浜市内の会場が多いです。あと小田原と厚木の高校等で行われます。

(大野委員) 受験するにあたり、年齢制限はあるのですか。高齢者でもいいのですか。

(事務局) 年齢制限は特にありません。(資料 3参照)

(橋本副部長) たしか定年退職した人が受けたという話を聞いたことがあります。任用のときに年齢を確認するかもしれませんが、資格自体に年齢制限はなかったと思います。

(森委員) 若い保育士さんと年配の保育士さんの両方がいると安心できるという保護者がいらっしゃるの、年配の方も人気があると思います。

(橋本副部長) 保育士の資格を持ってなくて、学童の指導員を長年やっていた人は試験を受けてもらいたいのですよね。

(森委員) 保護者の心のケアができるということで、若い保育士さんとまた違った良さがあるというお話を聞いています。

⇒事務局案のとおり了承された。

## 2 その他

(梁田委員) 放課後キッズクラブ運営法人選定検討会が開かれていると思いますが、町内会長等から、区からの説明が不十分であり分かりづらいという意見を伺っています。また、大きな法人がいくつかの放課後キッズクラブを運営することがありますが、その際に、個人情報の取り扱いに関してどう考えているのかということに気になっている委員の方がいらっしゃいます。

(橋本副部長) どのような方からのご意見でしょうか。

(梁田委員) 連合町内会長です。そもそも放課後キッズクラブについての説明がないのでわからないという意見を聞きます。そういう報告は局のほうでどの程度上がってきていますか。各区の裁量に任せているのでしょうか。

(事務局) 選定に関しては、区長の権限です。ひな形は局でつくっておりますが、どの方をメンバーにするかや、段取りについては区にお任せしています。「放課後キッズクラブが何だかわからない」というのは初めて聞きましたが、委員の依頼をする際に、そこまで説明されていないのだろうと推測されます。委員の依頼をする際のご説明が不足している部分について、説明資料を局が用意して、各区が説明しやすいものをつくるということは必要なのかと感じましたので、区とまたお話しさせていただきたいと思います。

(橋本副部長) 放課後施策の説明資料を読んでも、気持ちに納得しないのかもしれないですよね。だから、「何でこんなことをやらなければいけないのだ」といった意見があるのでしょうか。法人が運営する方が楽だと考えると思いますが、法人任せにせず、どれだけ地域を巻き込んでいけるかということですよね。

(梁田委員) でもなかなかそれほどの地域力がなくて、法人任せになってしまうのです。法人が多くの放課後

キッズクラブを運営すると、多くの個人情報を抱えることになり心配しています。実際、ある事業者の個人情報流出問題で、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」に影響がでました。

(事務局) 法人が運営するにしても、地域とのつながりや個人情報の保護ということについて、運営主体の選定の説明会の際に、局も、一層徹底していきたいと思います。

(梁田委員) 放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールでは発達障害を感じる子どもが増えおり、スタッフがとても疲れ切っています。なので、スタッフの研修等で、フォローしていただくと発達障害に対しての見方も変わってくるのではないかと考えています。ぜひ研修とかスタッフの相談機関も充実していただけたらと思います。

(橋本副部長) 横浜市ではいい研修を毎年やっていますよ。教育委員会主催で、各区の公会堂を会場として行われる全8回の研修です。私が所属している団体では、今年は6～7名が参加しています。すごく役に立つのでもっと研修をPRしてほしいということと、同じような悩みを抱えた人たち同士が話し合う場が必要だと思っています。

(森委員) 保護者としての立場からすると、発達障害の子が加害者になってしまっていることが多いのではないですか。「自分の子どもがいたずらをする」「手を上げる」と言われると、周りとの関わりを絶ってしまうという事実はあると思うのです。

(橋本副部長) 保護者は、子どもが発達障害であることについて、負い目を感じていることがあります。人間関係を良くすることが地域の中に必要なのかもしれないですね。

(森委員) 学校の先生からも責められている場合もあります。「授業中じっとしませんよね」と言われるので面談に行くのが嫌だとおっしゃる保護者がいるのに、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブでも問題を起すから、面談に来てくださいというのはちょっとハードルが高い部分もあるのかなとは思いますが。専門家とかにお願いしたほうが、解決するかもしれません。

(橋本副部長) 同じような立場の人からの話だと聞きたくないけれど、きっと専門家の話なら聞きたいですよ。

(森委員) 専門家の話を聞くことにより、保護者の気持ちがちょっとでもプラスになれば、何か変わるかなと。

(永井委員) 私は、はまっ子ふれあいスクールの巡回相談員で、配慮が必要な子どもの担当をしています。はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブを巡回させていただいて、その現場で配慮が必要な子どもについて、チーフや主任とは一緒に話をするのですが、スタッフ全員とお話をするチャンスはあまりありません。市としては、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ向けに配慮が必要な子どもに対しての研修をたくさんやっていますが、予算の関係や人員配置の関係もあり、全員が受講できるわけではありません。なので、要望があれば現場に私たちが出向いて、はまっ子ふれあいスクールまたは放課後キッズクラブのスタッフさん向けに、簡単な研修を行っています。ただ、現実にはあまり要請が来ないのです。

(橋本副部長) スタッフが日替りなので、集まらないのでしょうか。

(永井委員) そうなのです。研修を行うことによって、何かしらヒントになるものが与えられればよいなとは思っているのですが。あと、いろいろと問題行動があるという子どもの学校生活について、情報共有ができていないことが多いです。担任の先生や児童専任の先生とか、あるいは保健室の先生と連携がとれればよい

ですね。教育委員会に所属している指導主事の立場でしたら学校指導ができるのですが、私たち子ども青少年局の立場では学校指導ができません。

(森委員) 子どもが減っている割に、障害児の数はどんどん増えています。発達障害という名前のついてしまうお子さんはクラスに5人ぐらいいてもおかしくない状況なのです。

(相原委員) はまっ子ふれあいスクールも放課後キッズクラブも、スタッフの人数を増やせないという状況があるのでしょうか。運営がもう疲弊しているという話も聞きます。

(橋本副部長) 横浜市だけでは解決できないかもしれないので、国がもうちょっとお金をかければいいのかも说不定ですね。ぜひ要望してください。

(事務局) 強く要望してまいります。

資料	資料1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿 資料2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿 資料3 横浜市児童福祉審議会条例 資料4 横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料5 地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について 資料6 新旧対照表 (抜粋)  参考1 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 参考2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (抜粋)
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。